

遺言書情報証明書の交付の請求方法

請求人	法定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者 (以下合わせて、「関係相続人等」という。) ※請求は、遺言者の死亡後に限ります。 ※任意代理は認められていません。
請求できる 遺言書保管所	全国すべての遺言書保管所
必要書類	<p style="text-align: center;">関係遺言書保管通知 を受領した場合は、こちら»</p> <p style="text-align: center;">関係遺言書保管通知 を受領していない場合は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">遺言書情報証明書の交付請求書 (1通: 1,400円/収入印紙)法定相続情報一覧図の写し (法定相続人全員の住所記載あり) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>②がない場合でも以下の①～③のすべてがあれば請求できます。</p><ol style="list-style-type: none">遺言者の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本相続人全員の戸籍謄本(発行日が遺言者死亡後のもの)相続人全員の住民票</div> <ol style="list-style-type: none">請求人に応じて、以下の追加書類が必要です。 【受遺者、遺言執行者が請求人となる場合】 請求人の住民票 【法人が請求人となる場合】 法人の代表者事項証明書(発行日から3か月以内のもの) 【法定代理人が請求する場合】 親権者・・・戸籍謄本 (発行日から3か月以内のもの) 後見人等・・・登記事項証明書 (発行日から3か月以内のもの)等受取方法に応じて、以下の書類が必要です。 【窓口での受取】 請求人の顔写真付き官公署発行の身分証明書(有効期限内のもの) マイナンバーカード、運転免許証 等 【郵便での受取】 請求人の住所氏名を記載した返信用封筒(切手要)

具体例は
[こちら](#)»

関係遺言書
保管通知の
詳細は
[こちら](#)»